

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人一陽会

(2020年10月1日)

役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人一陽会の理事、監事、評議員、入所判定委員会第三者委員、評議員選任・解任委員会外部委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、勤務1回につき6,000円とする。

(職員である者の特例)

第3条 役員等でかつ社会福祉法人一陽会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、実費とする。但し移動手段が自家用車の場合は別表1のとおりとする。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、社会福祉法人一陽会職員の例による。

附則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

平成12年10月1日から一部改正

平成28年 9月1日一部改正施行する。

平成29年 3月1日一部改正する。

令和 2年10月1日一部改正する。

別表1 自家用車による移動の費用弁償額

移動距離	金額	移動距離	金額
0km以上 ～ 5km未満	100円	105km以上 ～ 110km未満	2,000円
5km以上 ～ 10km未満	200円	110km以上 ～ 115km未満	2,100円
10km以上 ～ 15km未満	300円	115km以上 ～ 120km未満	2,200円
15km以上 ～ 20km未満	400円	120km以上 ～ 125km未満	2,300円
20km以上 ～ 25km未満	500円	125km以上 ～ 130km未満	2,400円
25km以上 ～ 30km未満	600円	130km以上 ～ 135km未満	2,500円
30km以上 ～ 35km未満	700円	135km以上 ～ 140km未満	2,600円
35km以上 ～ 40km未満	800円	140km以上 ～ 145km未満	2,700円
40km以上 ～ 45km未満	900円	145km以上 ～ 150km未満	2,800円
45km以上 ～ 50km未満	1,000円	150km以上 ～ 155km未満	2,900円
50km以上 ～ 55km未満	1,100円	155km以上 ～ 160km未満	3,000円
55km以上 ～ 60km未満	1,200円	160km以上 ～ 165km未満	3,100円
60km以上 ～ 65km未満	1,300円	165km以上 ～ 170km未満	3,200円
65km以上 ～ 70km未満	1,400円	170km以上 ～ 175km未満	3,300円
75km以上 ～ 80km未満	1,500円	175km以上 ～ 180km未満	3,400円
80km以上 ～ 85km未満	1,600円	180km以上 ～ 185km未満	3,500円
85km以上 ～ 90km未満	1,700円	185km以上 ～ 190km未満	3,600円
90km以上 ～ 100km未満	1,800円	190km以上 ～ 195km未満	3,700円
100km以上 ～ 105km未満	1,900円	195km以上 ～ 200km未満	3,800円

※200kmを超える場合は5kmごとに100円を上乗せする。